



# すべての人が本当に大切にされる社会に

神戸女学院大学名誉教授 石川康宏



## 自然な性への研究の深まり

数年前、ずいぶん久しぶりにジェンダー平等に関する勉強をまとめて行ないました。その時に驚かされたことのひとつは、人の自然な性についての次のような研究の深まりでした。

人は誰もが、いわゆる「女らしい女」から「男らしい男」までの無限の色合いのどこかに位置している。つまり人の性はこまかく見れば、みんなちがっているということ。また人の性は、幼いときにはより中性的で、思春期をへて個性をはっきりさせ、高齢になると再び中性的の方向にもどっていく。人の性は年代によって変化しているというのです。



いしかわ やすひろ／札幌市生まれ。立命館大学2部経済学部、京都大学大学院経済学研究科卒業。1995年神戸女学院大学赴任。2022年3月定年退職、4月より名誉教授。著書に『今、「資本論」をともに読む』（共著）、『先住民族アイヌを学ぶ』（共著）、『いまこそ野党連合政権を！』（共著）他。全国革新懇代表世話人。日本平和委員会代表理事他。

さらに脳のあり方に注目すれば、赤ちゃんをかわいがっている時と仕事に向かう緊張した時とは、その一部に性的変化が現われるという研究もありました。ほくにとつてはどれも驚きでした。人の性が男と女の2つで割り切れるものでないというのは、実はとても表面的な理解でしかなかったわけです。あらためて「人の多様性」を考えさせられました。

## 少人数教育の豊かさにふれて

ほくは兵庫県の西宮市に住んでいます。人口は49万人ほどで、近くの小学校は1000人近い子どもが通う大規模校です。娘はこの「大規模」になじめず、4年生、6年生を遠方の離島の学校ですごしました。このときに体験したのが少人数教育の豊かさです。

6学年で20人ほどの子どもたちを、10人以上の教職員で見守ります。一人ひとりの子どもの特性を先生方が広く共有し、授業時間だけでなく学校生活全体の中でゆったりと接します。大人たちにその時間と気持ちのゆとりがあるのです。それがとてもわかりやすかったのが、6年生の修学旅行の時でした。生徒4人に教員3人。2泊3日で奈良

娘の特性に話をもとせば、これもまた「人の多様性」に関わることがらで、学校のあり方はそれに対する社会の制度設計の問題です。こんな学校ばかりなら、全国に30万人ともいわれる不登校の子どもはあつというまに減るでしょうし、学校は教職員にとつてもとても楽しくやりがいのある職場となるでしょう。

## 先住民族アイヌと今の日本

この3年ほど、大学で「先住民族アイヌを学ぶ」という科目を担当しています。2022年には学生と北海道の平取町を訪れました。その町の二風谷という地域は住んでいる人の7〜8割がアイヌの方です。この9月には学生と北海道の阿寒のコタンを訪れる予定です。

いまの学校教育では、アイヌについてほとんど学ぶことができません。「知らない」が残念ながら当たり前になっています。琉球についても同じです。北海道や琉球はいつ、どうやって「日本」になったのか。そこに前から住んでいた人は、どうやって「日本人」になったのか。ほとんどの学生が知りません。

明治の初期に日本国籍に強制的に組み入れられたアイヌは、その後ひどい差別

と京都をまわるのですが、道中の写真がほぼオンタイムで届けられます。いつもタブレットを手に、子どもたちの楽しそうな様子に文章をそえて発信してくれる先生がいたので。驚いたことに、食事の店が事前に決められていません。どこで食べるか、何を食べるかは、その場で子どもたちが相談して決めるのです。メニューももちろん各自の自由で、娘は旅行のあいだに豪勢にも天ざるを3回食べたと言っていました。

さらに驚かされたのは、予定になかった京都でのボウリングです。離島の子には電車のチケットを買うのが初めてという子もいます。そんな子どもたちがビルの上に大きなピンを見つければ、「あれはなに？」となるのは当然で、その場で「じゃあ、やってみよう」となったのです。レーンの前に4人がとびきりの笑顔で並んだ写真が届きました。

子どもたちが大切にされ、その意思が尊重されているということが、本当によくわかりました。「先生がアイヌをおこってくれた」ということまであったそうです。1学年4人は無理にしても、日本中でこんな手厚い教育ができればいいなと心の底から思いました。

を受けてきました。そのため少なくない人が北海道を離れ、出自を隠して暮らしています。「アイヌのコスプレおばさん」とその存在自体を否定する国会議員がいるほどですから、アイヌのみなさんにとつて心からの安心は今もないのかも知れません。これはこの社会が早急に解決すべき大問題です。

## 一人もとり残されない社会を

「すべて国民は、個人として尊重される」(第13条)、「すべて国民は、法の下に平等」(第14条)、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)と日本国憲法は定めています。

しかし「すべて国民は」の「国民」とはいったいだれのことなのか。現代日本の社会には、まだまだいろいろなお見落しがあるようです。障害をもつ人をもちろん含めて、だれかをとり残してはいないだろうか。そのことに深く注意を払い、互いの気づきを知らせあいながら、一人もとり残すことなく「すべて国民」、あらゆる市民が本当に大切にされる社会をつくっていききたいと思えます。力をあわせていきましょう。